

香芝市環境審議会の開催のお知らせ

(1) 会 議 の 名 称	令和元年度 香芝市環境審議会
(2) 開 催 日 時	令和2年2月17日(月) 午前10時00分～
(3) 開 催 場 所	香芝市役所 本庁舎3階第1会議室
(4) 審 議 内 容	「第2次ごみ減量と資源化の推進計画(案)」について
(5) 傍 聴 定 員	10人
(6) 公 開 ・ 非 公 開	審議会開催日の冒頭に諮る
(7) 傍聴手続について	別紙「香芝市環境審議会の傍聴についての方針」参照
(8) 担 当 事 務 局 名	(担当課名) 市民衛生課
(9) 傍 聴 の 注 意 事 項	別紙「傍聴の注意事項」参照

(別 紙)

香芝市環境審議会の傍聴についての方針

1. 傍聴の可否の決定

- ・公開又は非公開の決定は、当該会議の冒頭に会長が審議会に諮って決定するものとする。
 - ・会議は公開であるが、次の各項目に該当するときは、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。
- (1)法令又は条例の規定により非公開とされている内容を含むとき。
- (2)香芝市情報公開条例第7条第1項各号の規定に該当する情報に関し審議を行うとき。
- (3)公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障が生じると認められるとき。

2. 傍聴者数

- ・傍聴者数は、10人までとする。

3. 傍聴手続

①受付

- ・開会30分前から10分前までとする。
 - ・傍聴希望者は傍聴人名簿に必要事項（住所・氏名）を記入することとする。
 - ・必要事項を記入した方に傍聴整理券と傍聴の注意事項を渡すこととする。
 - ・傍聴者は10人までとし、10人を超える場合は抽選とする。
- ※抽選方法は、10人分の鉛筆にテープを貼っておき、傍聴希望者数に応じ、「ハズレ」（テープのない鉛筆）を追加する。傍聴人名簿に記載されている氏名順（先着順）に鉛筆を引いていただき、当選者を決定する。

②傍聴の承認

- ・傍聴希望者（抽選の場合は当選者）を審議会に諮り、承認されてから入室を認める。

③傍聴の注意事項

- ・傍聴者には「傍聴の注意事項」を配布し、遵守させる。
- ・審議会の途中で傍聴をやめる場合は、事務局員にその旨申し出、退室時に傍聴整理券を返却する。
- ・審議会終了後は傍聴整理券を返却の上退室する。

④配布物

- ・会議次第、傍聴の注意事項、傍聴整理券

(別 紙)

4. 審議会開催日の公表

- ・審議会の開催に当たっては、開催予定日の1週間前までに公表する。ただし、緊急に会議を開催する必要がある場合はこの限りでない。
- ・開催の公表方法は市のホームページに掲載する。
- ・公表（掲載）する事項は次のとおりとする。

(1)会議の名称

(2)開催日時

(3)開催場所

(4)審議内容

(5)傍聴定員

(6)審議会の冒頭で、公開・非公開を決定する旨の告知

(7)傍聴手続きについて

(8)担当事務局名

(9)傍聴の注意事項

傍聴の注意事項

香芝市環境審議会

○次の方は、会場に入場できません。

1. 傍聴人名簿に必要事項を記載していない方。
2. 会議の進行を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる方。

○傍聴される方は、次の事項を守ってください。

1. 発言に対し、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
2. 会場内で、私語、発言、頻繁な離席、飲食・喫煙など、会場の秩序を乱し、又は会議進行の妨害となるような行為をしないこと。
3. 会場内で、写真撮影、録画又は録音をしないこと。
4. 会場内で、パソコン等の機器を使用しないこと。
5. 会場内では、携帯電話の電源を切るかマナーモードにすること。
6. 会議終了後は速やかに退室すること。
7. 傍聴整理券は退室時に返却すること。

○傍聴される方が上記の事項を守らないときは、注意し、なお改めない場合は、その方に退場していただきます。